

立命館データプラットフォーム 利用者規約

2025 年 5 月 30 日

目次

第1条	(目的)	3
第2条	(定義)	3
第3条	(本サービスの提供)	3
第4条	(利用細則等)	3
第5条	(事務局)	4
第6条	(本サービスにおける利用登録)	4
第7条	(登録拒絶)	4
第8条	(禁止事項)	4
第9条	(設備等)	5
第10条	(本サービス利用者の責任)	5
第11条	(変更の届出)	6
第12条	(任意退会)	6
第13条	(強制退会)	6
第14条	(本サービス利用者情報の取扱い)	7
第15条	(規約の追加・変更)	7
第16条	(免責)	7
第17条	(違反に関する連絡の受付)	8
第18条	(秘密の保持)	8
第19条	(知的財産権等の帰属)	8
第20条	(条項等の無効)	8
第21条	(データの利用)	8
第22条	(データの提供)	8
第23条	(本サービスの提供中止)	9
第24条	(本サービスの廃止)	9
第25条	(権利義務の譲渡)	10
第26条	(準拠法、裁判管轄)	10
第27条	(協議事項)	10

第1条 (目的)

本規約は、立命館大学（以下「甲」という。）が運営するスマートビルデータプラットフォーム（以下「立命館データプラットフォーム」という。）を介して、甲が提供するスマートビルサービス（以下「本サービス」という。）の利用者（以下「乙」という。）における権利・義務を定めるものである。

第2条 (定義)

本規約において、次に掲げる語は次の定義による。

- ① スマートビルサービス：スマートビルサービス全体を指し、データを取得するためのカメラ、センサー等のビル設備、データを収集・蓄積するためのデータプラットフォーム、及びデータを提供するためのアプリやサービス等を含む
- ② データ：本契約に基づき、甲及び乙が利用する本サービス提供に伴うデータであり、本サービスの利用者の個人情報を含む
- ③ データの漏えい等：データの漏えい、滅失、棄損、第三者提供、目的外利用等本規約に違反するデータの利用・管理
- ④ 本契約：本規約に基づき、甲と乙との間で成立する本サービスの利用に関する契約

第3条 (本サービスの提供)

1. 甲は、乙に対し、次の各号に定める本サービスを提供する。本サービスの詳細は立命館データプラットフォームに関するウェブサイトに記載する。
 - ① スマートビルデータ連携サービス：甲及び乙に対するデータの提供並びに甲及び乙が提供するデータの利用を可能にするデータプラットフォームへのアクセス及び利用
 - ② データカタログ開示サービス：データの利用及び取得計画を立てることを可能にする立命館データプラットフォーム上のデータに関する情報の開示
 - ③ その他立命館データプラットフォームに関するウェブサイトにおいて記載するサービス
2. 甲は前項各号に定める本サービスを提供するにあたり、各サービスに関する規約等に合意するよう乙に求めることができる。この場合、乙が各サービスに関する規約等に合意したときに限り、前項各号に定める本サービスを提供するものとする。
3. 前項の各サービスに関する規約等と本契約の内容が異なる場合には、本規約に特段の定めがない限り、各サービスに関する規約等の規定が優先して適用されるものとする。

第4条 (利用細則等)

1. 立命館データプラットフォームに関するウェブサイトにおいて公開する本サービスの利用に関するルールは、本契約の一部を構成するものとする。

2. 本規約の内容と、前項のルールが異なる場合には、本規約に特段の定めがない限り、本規約の規定が優先して適用されるものとする。

第5条 （事務局）

本サービスの運営事務を処理するための事務局は、ビルサービス事業運営組織に置く。

第6条 （本サービスにおける利用登録）

1. 乙は、本規約を遵守することに同意した上で、甲に対し、本サービスの利用に関する利用登録（以下「登録」という。）に必要な情報を提供することにより、登録を申請することができる。乙は、当該登録の申請により、本規約に同意したものとみなす。
2. 甲は、甲が定める基準に従い、乙の登録の可否を判断したうえで登録を認める場合は、その旨を乙に通知する。当該通知を行ったことをもって、乙の本サービスへの登録が完了したものとする。
3. 前項の登録完了時に、甲と乙との間で本契約が成立し、乙は、本サービスを利用することができる。

第7条 （登録拒絶）

甲は、乙が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録（再登録を含む。）を拒絶することができる。登録を拒絶したとき、甲は登録の拒絶の理由について開示しないものとする。

- ① 登録の申請にあたって甲に提供した情報の全部又は一部に虚偽の記載が認められた場合
- ② 前号の情報の全部又は一部に誤記又は記載漏れがあり、甲による補正の指示があったにもかかわらず、これが是正されなかった場合
- ③ 登録を申請した者又は登録を申請した者の役員若しくは従業員等が反社会的勢力である、又は反社会的勢力の関係者であると甲が判断した場合
- ④ 本契約への違反行為等により第13条に基づき強制退会となった乙又は当該乙と実質的に同一と判断される者が、強制退会となった日から起算して3年以内に再度登録をしようとする場合
- ⑤ 第8条各号に該当する行為をしないことを誓約できない場合
- ⑥ 乙が個人（ただし、個人事業主及び研究目的による学内利用を除く。）である場合
- ⑦ 前各号のほか、登録が適当ではないと甲が認める場合

第8条 （禁止事項）

乙は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は甲が該当すると判断する行為をしてはならない。

- ① 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- ② 甲、本サービスの他の利用者又はその他の第三者への詐欺若しくは脅迫行為
- ③ 公序良俗に反する行為
- ④ 甲、本サービスの他の利用者又はその他の第三者の知的財産権、営業秘密、限定提供データ、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含む。）
- ⑤ 本サービスを通じ、以下に該当する情報又は甲が該当すると判断する情報を甲の同意なく本法人に対して提供すること
- ⑥ 過度に暴力的又は残虐な表現を含む情報
- ⑦ コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報
- ⑧ 甲又はその他第三者の名誉又は信用を毀損する表現を含む情報
- ⑨ 違法なわいせつな表現を含む情報
- ⑩ 差別を助長する表現を含む情報
- ⑪ 自殺又は自傷行為を助長する表現を含む情報
- ⑫ 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報又は反社会的行為・団体を称賛・称揚する表現を含む情報
- ⑬ 他者に不快感を与える表現を含む情報
- ⑭ 本サービス（又は本サービスが接続するサーバ及びネットワーク）の運営を妨げ、又は支障を及ぼす行為
- ⑮ 甲が提供するソフトウェアその他の情報システムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為
- ⑯ 甲のネットワーク又はシステム等への不正アクセス
- ⑰ 本サービスの他の利用者の ID 又はパスワードを利用する行為
- ⑱ その他、甲が不適切であると判断する行為

第9条 （設備等）

乙が本サービスを利用するに際してインターネットへアクセスする場合は、甲が定めるセキュリティ関連規定等に従い、乙は自らの責任と費用で必要な機器、ソフトウェア等を適切に準備、利用するものとする。なお、本サービス等の利用時に発生する通信費は乙の負担とする。また、甲は、別途契約を締結しない限り、本サービス等に関する技術サポート、保守、改善希望への対応等のいかなる技術的役務の提供義務も負わないものとする。

第10条（本サービス利用者の責任）

1. 乙は、自らの責任において、本サービスに関する ID、パスワードその他の認証情報を安全に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならない。

2. 甲は、本サービスに ID、パスワードその他の認証情報を入力してログインした者を本サービス利用者本人とみなし、乙はログインした者の行為に基づく全ての責任を負うものとする。また、甲は、前項の認証情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の不正使用等によって生じた損害について一切の責任を負わない。
3. 本サービスに関して乙又は乙と第三者との間で発生した一切のトラブル及び紛争について、本サービス利用者は、自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとし、甲は一切の責任を負わない。ただし、本法人は中立性に留意しつつ、合理的な範囲で解決への協力に努めるものとする。
4. 乙は、本サービスに起因又は関連して他の本サービス利用者その他の第三者と連絡を行い又は何らかの取引を行う場合には、当事者間で誠実に協議を行い、自己の判断及び責任をもって取引を開始するものとする。甲は、かかる当事者間の取引の開始が甲により提供された本サービスにより、又は関連して開始されたものであったとしても、当該取引の開始及び取引の内容について一切の責任を負わない。

第 11 条（変更の届出）

1. 乙は、サービス利用における責任者等の氏名、住所、連絡先等登録事項に変更が生じた場合には、甲の定める様式により、速やかに変更手続を行うものとする。
2. 甲は、甲に故意又は重過失がない限り、乙が前項の変更手続を行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとする。

第 12 条（任意退会）

乙は、本サービスを、所定の操作を実施することにより、時期に関係なく退会することができる。

第 13 条（強制退会）

甲は、乙が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合には、通知催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

- ① 第 7 条各号の事由に該当することが判明した場合
 - ② 第 8 条に違反した場合
 - ③ 営業停止、営業許可の取消し等の処分等により事業継続が困難になった場合
 - ④ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てがあったとき
 - ⑤ 差押え、仮差押え又は本契約に関する仮処分等の強制執行を受けたとき
 - ⑥ 支払停止若しくは支払不能となったとき、又は手形が不渡りとなったとき
 - ⑦ 解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議したとき
2. 甲は、乙が本契約の義務に違反し、甲が相当な期間を定めて是正を催告したにもかかわらず

らず、違反状態が是正されないときは、本契約を解除することができる。

第14条（本サービス利用者情報の取扱い）

1. 甲は、乙に係る情報を、「立命館スマートビルに係るデータ取り扱いポリシー」(<https://www. . . />)に基づいて取り扱う。その他の本サービス利用者情報については、本法人は、以下の目的で使用するものとする。
 - ① 本人確認のため
 - ② 本サービス利用者登録可否の検討のため
 - ③ 本サービスの提供のため
 - ④ 本サービスに関する問合せ等への回答のため
 - ⑤ 本サービスのユーザサポートを行うため
 - ⑥ 本サービスへのアクセス傾向の分析のため
 - ⑦ その他本サービスに関連したサービスの開発のため
 - ⑧ その他本サービスに関連する業務のため
2. 甲は本サービスの提供のため、甲が公開するウェブサイト上で乙に関する情報を他の本サービス利用者に開示し、又は他の本サービス利用者に対し直接提供する場合がある。この場合を除いて、法令で認められる場合を除き、甲は、乙の同意なく乙に関する情報を第三者に開示し、又は提供しない。
3. 前項にかかわらず、乙は、甲が広報目的で甲のウェブサイト等の広報資料に乙の名称を掲載することに同意するものとする。ただし、乙が登録時に掲載を希望しない旨を申し出た場合又は登録後に甲に掲載の同意を撤回する旨を申し出た場合、甲は当該乙の名称を広報資料に掲載しないものとする。本サービス利用者により同意が撤回された場合であっても、撤回以前の同意は有効であって、甲は広報資料の回収等の義務を負わない。

第15条（規約の追加・変更）

1. 甲は、乙の一般の利益に適合する場合又は本規約の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して、合理的と判断した場合には、本規約を変更することができるものとする。
2. 甲は、本規約を変更する場合には、当該変更内容及び変更の効力発生日を立命館データプラットフォームに関するウェブサイトに掲載すること又は乙が登録したメールアドレスに電子メールを送信することその他適宜の方法により周知するものとする。

第16条（免責）

甲は、乙による本サービスの利用に関して損害が発生したとしても、甲に故意又は重過失がない限り当該損害について一切の法的責任を負わないものとする。

第17条（違反に関する連絡の受付）

乙は、立命館データプラットフォームにおけるデータの漏えい等、関連法令及び本規約の違反があると思料するときは、甲に対してその旨連絡することができ、甲は、必要があると認めるときは、当該連絡に基づき必要な措置を講じることとする。

第18条（秘密の保持）

乙は、本サービスの利用にあたり知り得た情報のうち、甲から秘密である旨の明示があった情報について、厳に秘密として保管及び管理するものとし、これを第三者に開示することはできず、また本サービスの利用以外の目的で使用することはできない。ただし、次に掲げる情報は除くものとする。

- ① 開示を受けたときに既に保有していた情報
- ② 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ③ 開示を受けた後、開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- ④ 開示を受けたときに既に公知であった情報
- ⑤ 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

第19条（知的財産権等の帰属）

本サービス、その他甲から乙に開示・提供される各種システム・情報に係る著作権及び特許権等の知的財産権並びにノウハウ等の一切の権利は、甲又は第三者に帰属するものであり、乙は本規約に基づき甲若しくは第三者から何らの権利の移転又は本規約において定める以外の使用又は利用の許諾を受けるものではない。

第20条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

第21条（データの利用）

1. 乙は、本サービスを利用してデータを利用するに際しては、本規約のほか、「立命館データプラットフォームデータ利用規約」、立命館データプラットフォームに関するウェブサイトの記載内容及び本法人からの通知事項等に従うものとする。

第22条（データの提供）

1. 乙は、本サービスにより甲に対してデータの提供を行うに際しては、本規約のほか、データに関する規約である、立命館データプラットフォームデータ利用規約及び立命館データプラットフォームウェブサイトの記載内容及び本法人からの通知事項等に従う

ものとする。

2. 前項の場合のほか、乙は、他の本サービス利用者と別途直接データの提供に関する契約を締結し他の本サービス利用者に対しデータを提供することができる。乙が他の本サービス利用者へのデータ提供に伴って甲のサービスを利用する場合は、乙は、データ提供に先立って、甲とサービスに関する契約の締結を要するものとする。
3. 前項に基づくデータ提供を行う場合、甲は、乙等と別途合意した場合を除き、当該契約に関し何ら責任を負わないものとする。

第23条（本サービスの提供中止）

1. 甲は、本サービス用の設備等の保守を行う場合、保守を行う日の5営業日前までに立命館データプラットフォームに関するウェブサイトに掲載すること、乙が登録したメールアドレスに電子メールを送信すること、又はその他適宜の方法で乙に周知するものとする。乙は保守が行われる場合、一時的に本サービスが中断されることがあることをあらかじめ承諾する。
2. 甲は、次の各号に定める事由が生じた場合には、乙に事前に通知又は周知することなく、一時的に本サービスを中断することがある。
 - ① 通信の利用ができなくなった場合
 - ② 本サービス用設備等の保守を緊急に行う場合
 - ③ 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - ④ 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - ⑤ 戦争、動乱、暴動、争乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - ⑥ その他、運用上又は技術上の理由から、甲が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

第24条（本サービスの廃止）

1. 甲は、いつでも本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとする。この場合、甲は、あらかじめ廃止の3か月前までに立命館データプラットフォームウェブサイトに掲載すること、乙が登録したメールアドレスに電子メールを送信すること、又はその他適宜の方法で乙に通知又は周知するものとする。
2. 甲は、前項に基づき本サービスを廃止したことにより、乙又はその他第三者に損害が生じたとしても（乙が第三者から損害賠償の請求を受けた場合を含む。）、当該損害について一切責任を負わないものとする。
3. 甲は、第1項に基づいて本サービスを廃止した場合、甲が保有する乙に関する情報及びその他の情報を全て消去することができるものとする。

第25条（権利義務の譲渡）

1. 乙は、本契約上の当事者の地位又は本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部を、甲の事前の書面による承諾がない限り、第三者に譲渡、移転若しくは承継させ、又は担保権の設定その他一切の処分をすることはできない。
2. 甲は、本契約上の当事者の地位又は本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部を、本サービス利用者の事前の書面による承諾がない限り、第三者に譲渡、移転若しくは承継させ、又は担保権の設定その他一切の処分をすることはできない。
3. 甲が本事業を他者に移譲する場合、移譲後のデータの取扱い等について、乙に対して少なくとも3か月前に通知することとし、また、データの移譲について乙の同意を取得する必要はないものとする。

第26条（準拠法、裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 甲及び乙は、本契約に関して甲と乙の間に生じる一切の紛争について、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第27条（協議事項）

本規約の内容について協議が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。